

関東地方整備局のバリアフリーの取り組み

- 1 関東地方整備局の役割
- 2 最近の取り組み
 - ・道路事業の取組事例
 - ・国営公園の取組事例
 - ・官庁営繕の取組事例
 - ・関東技術事務所におけるバリアフリー体験
- 3 バリアフリー化の支援制度
- 4 管内自治体の取り組み

令和5年6月20日

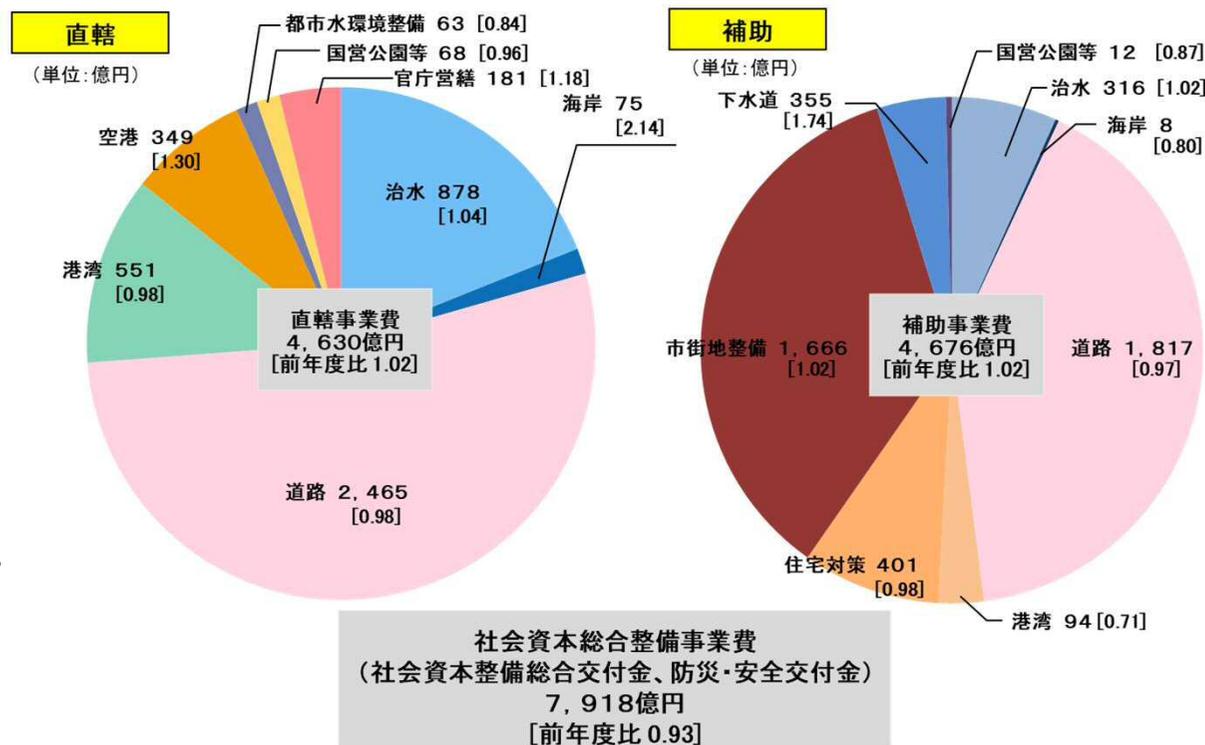
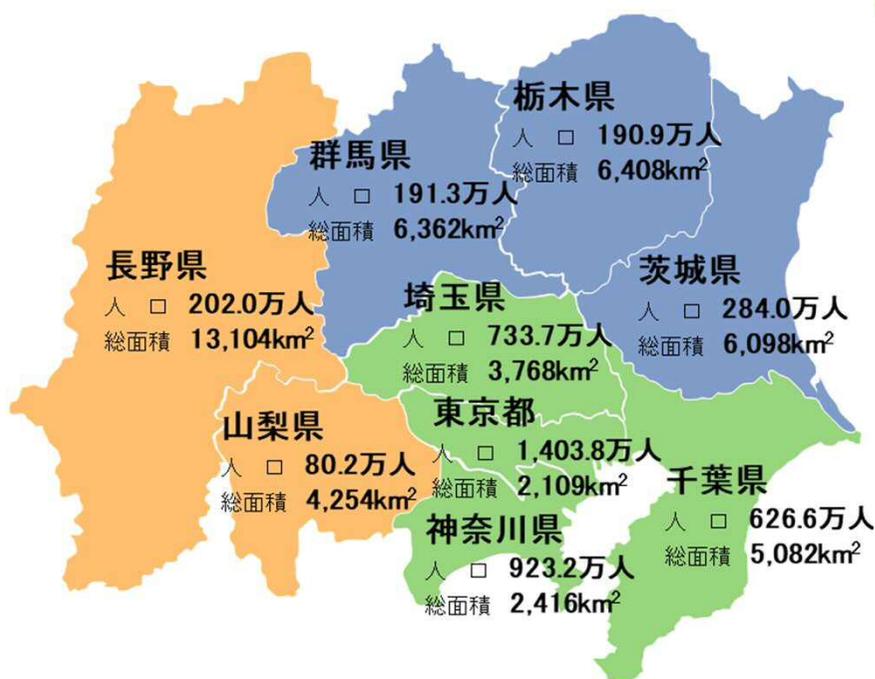


地域のニーズや課題に応じて、河川や道路、港湾・空港、国営公園、官庁施設などの社会資本の整備、維持管理を行っています。

以下の分野で事業を実施します。



令和5年度予算 当初予算：1兆7,224億円[前年度比0.98]



計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

道路事業の取組事例

歩行者誘導ブロックの設置(東京国道事務所)

高齢者や障害者の方々の移動、施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、全ての利用者のニーズにあった歩行空間づくりとしてバリアフリー化を進めており、エレベーター設置等の歩道橋改修や電線共同溝整備に合わせた歩道整備を行っています。



渋谷駅西口デッキ整備による快適な歩行空間の創出

渋谷駅東口歩道橋のエレベーター



■ 関東地方整備局管内の国営公園(5ヶ所)



田園文化ゾーンのバリアフリー園路整備

田園文化ゾーンのだんだん池周辺の園路からは水辺空間とともに北アルプスを眺望することができるが、一部、狭小な箇所(W=1.2m)があり、車椅子やベビーカーどうしのすれ違いがしにくい園路となっていた。

狭小な散策回遊ルートを広幅し、車椅子等でもすれ違いができる十分な通行スペース(W=2.5m)を確保した。

【位置図】



田園文化ゾーン

【園路から北アルプスを眺望】



【整備前】

【整備後】



既設園路は狭小な箇所があり、車椅子やベビーカーどうしのすれ違いがしにくい状況であった。

散策回遊ルートを拡幅し、車椅子等でもすれ違いができる十分な通行スペースが確保され利便性が向上した。

だんだん池

バリアフリー
整備済みルート

R4整備箇所

官庁宮繕（富士川地方合同庁舎）の取組事例

■ 5つの国の官署と富士川町立図書館の合築による富士川地方合同庁舎におけるバリアフリー

◇ 富士川地方合同庁舎



所在地：山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1外

入居官署：鯉沢区検察庁、甲府地方法務局鯉沢支局、
鯉沢税務署、鯉沢労働基準監督署、
鯉沢公共職業安定所、
富士川町（町立図書館）

敷地面積：3,936㎡

構造：鉄筋コンクリート造地上5階建て

延べ面積：5,216㎡

工事工期：令和3年1月～令和5年3月

◇ ユニバーサルデザイン検討会（UD検討会）

多様な来庁者が訪れる施設としてより一層の利便性向上を図る趣旨から、富士川町の福祉保健課や社会福祉協議会の方々とユニバーサルデザインに関する内容について意見交換を実施。

<第1回UD検討会>（令和4年3月実施）

総合案内板設置位置や外構計画、トイレ計画等について意見交換

<第2回UD検討会>（令和4年11月実施）

サイン計画について意見交換

（工事現場での原寸モックアップの活用等）

<UD報告会>（令和5年3月実施）

UD検討会での指摘事項を踏まえた施設整備の実施状況を報告



第2回UD検討会の様子



1階の一般トイレについて小学校低学年の利用を考慮し、洗面台高さを1台変更

UD検討会を踏まえた対応の一例

関東技術事務所におけるバリアフリー体験



バリアフリー体験の様子



■ 関東技術事務所には、バリアフリー体験コーナーが設けられており、建設技術展示館HPで体験参加の受付をしています。
(事前申込み)

※令和5年5月31日建設技術展示館リニューアルオープン

■ 令和4年度における実績

・令和4年10月以前は、新型コロナウイルスの関係で開催なし
令和4年11月～令和5年2月 162名

■ 過去の体験参加者からの感想

・初めて車椅子に乗りましたが坂道や段差の難しさがわかった。白杖体験では、見えない恐怖感、補助者の大切さがわかった。
・実際に行う事で難しさ、大変さ、工夫しているところ等が分かった。

事業名：都市・地域交通戦略推進事業

支援策の概要		都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、 <u>自由通路、駐車場、バリアフリー交通施設等の公共的空間等の整備</u> に対して支援を行う。
支援策の内容	対象者	地方公共団体、協議会、都市再生推進法人 等
	対象事業	1) 整備計画の作成に関する事業 2) 公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間の整備、駐車場の整備、 <u>バリアフリー交通施設の整備</u> 等) 3) 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業(都市情報提供システムの整備 等)
	対象地域	都市・地域総合交通戦略を策定している又は策定することが確実と見込まれる区域、 <u>バリアフリー法に規定する基本構想において定められている又は定められることが確実と見込まれる区域</u> 等
	交付率	1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業等)
	その他	-
本省担当部局		国土交通省 都市局 街路交通施設課 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1592

自転車駐車場

公共交通の施設

荷捌き駐車場

都市交通戦略推進事業のイメージ・整備事例

事業のイメージ・整備事例

都市情報提供システム

自由通路

ペDESTリアンデッキ交通広場

駐車場

<p>〈公共交通〉</p> <p>鉄道線</p> <p>公共交通線</p> <p>にぎわい軸</p> <p>路線バス</p> <p>〈交通結節点〉</p> <p>鉄道駅</p> <p>公共交通停留所</p>	<p>〈自転車・自転車・自転車施設〉</p> <p>自転車</p> <p>自転車</p> <p>自転車</p> <p>自転車</p> <p>自転車</p>	<p>〈道路〉</p> <p>普通車線</p> <p>自転車専用道</p> <p>歩行者専用道</p> <p>〈土地利用〉</p> <p>中心市街地の集約部</p> <p>集約な歩行者空間</p>
---	---	--

バリアフリー交通施設

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域

交付率 直接 1 / 3 間接 1 / 3

交付内容

■ **基本構想等の策定** (バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)

■ 移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備 (スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備 (市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース (広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等

■ 認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備 (建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備 (商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■ 既存建築物バリアフリー改修事業

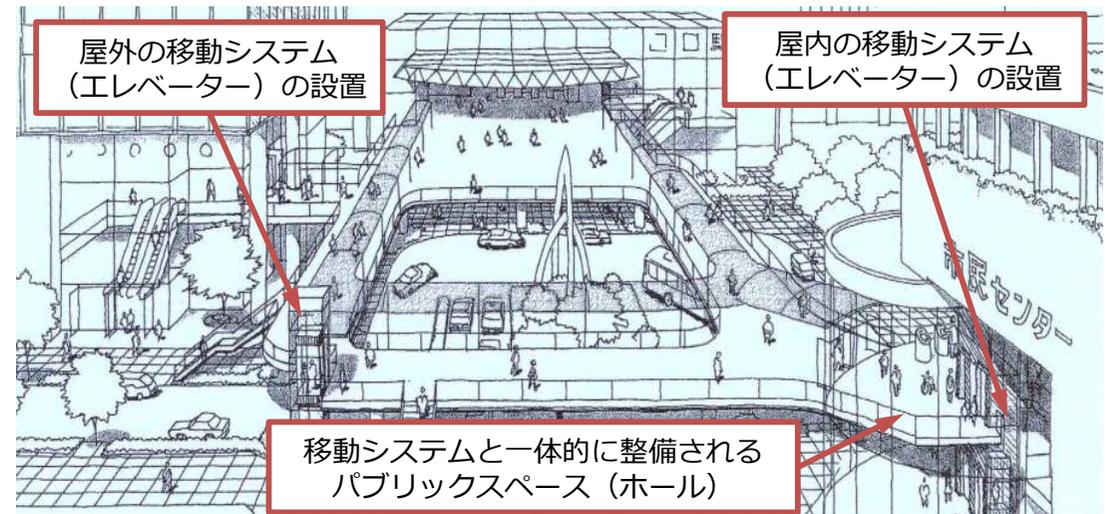
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物 (規模要件なし)
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 (令和3年3月)

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】 【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。

※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】 【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

- バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。
- 関東地方整備局管内では、1都3県4市区においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

■バリアフリー法に基づく条例制定自治体 (関東地方整備局管内)



条例制定の事例

東京都:用途に応じた基準を追加

- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
- 共用部の基準(一般客室までの経路)
- 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)

ホテルや旅館の客室

- (客室総数50以上の場合) 車椅子使用者用客室を総客室数の1%以上設置
客室出入口 : 出入口幅85cm以上
便所、浴室等 : 出入口幅80cm以上
浴槽、シャワー手すり等を適切に配置、十分な空間の確保
- 一般客室(車椅子使用者用客室以外の全ての客室)
客室出入口 : 出入口幅80cm以上
便所・浴室等 : 出入口幅70cm以上(努力義務75cm以上)
客室内に段を設けない



※東京都「建築物バリアフリー条例パンフレット」より

- 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け(出入口、廊下、敷地内通路の幅、エレベーターの籠の奥行き等)